

令和8年6月15日

令和8年度第1回
岐阜県国民健康保険運営協議会

資料2

保険料水準統一に向けた 検討状況について

岐阜県健康福祉部国民健康保険課

1 統一に向けた基本方針

【第3期岐阜県国民健康保険運営方針（R6～R11）】

- 令和6年度から、統一に向けた市町村納付金の算定方法を段階的に導入
- 令和11年度から、納付金算定において医療費水準の格差を反映しない
「医療費指数反映係数」 $(\alpha) = 0$
- 令和11年度までに、県が定義する統一を概ね達成することを目指す

2 市町村との合意実績

	令和7年度	令和6年度	合計（合意済／要合意※）
医療分	7項目	7項目	14 / 30
子ども・子育て支援金分	5項目	—	5 / 8

※項目は現段階で想定されるものであり、今後増加する可能性あり

3 令和8年度の予定

令和8年度は、運営方針の中間見直し作業と並行して、以下のとおり、保険料水準統一に向けた取組みを進めます。

- 医療分については、引き続き保険料水準統一の工程表詳細版に基づき統一に向けた検討・協議を進める。
- 完全統一の目標年度を設定する。
- 完全統一の実現に向けた工程表詳細版を作成する。

令和 8 年度 検討項目一覧 (16項目)

種別	検 討 期 限	
	令和 8 年度末まで	令和10年度末まで
歳入	・ 特別調整交付金（医療費関係以外） ・ 減額措置対策補助金	・ 都道府県繰入金（2号分） 他 5 項目
歳出	・ 直診勘定繰出金 ・ 審査手数料	・ 保健事業費 他 3 項目
その他		・ 市町村財政調整基金の取り扱い ・ 標準的な収納率
対応方針	令和 9 年度納付金に反映できるよう検討を進める。なお、市町村からの合意が得られるよう丁寧に検討する。	今年度は各項目の実態調査や他県の統一方針の情報収集を進め、統一案の検討を進める。

統一検討対象項目一覧（30項目）

歳入項目	検討項目	概要
	1 高額医療費負担金	高額な医療費（1件80万円超）が発生した場合の国民健康保険財政の影響を緩和するため、法律に基づき、高額医療費負担金として、国と県が高額医療費負担対象額の1/4ずつ負担するもの
	2 特別高額医療費共同事業負担金	著しく高額な医療費（1件420万円超）を対象として、都道府県からの拠出金を財源として、全国で費用負担の調整を行うもので、国は予算の範囲内で拠出金の一部を負担する
	3 特別調整交付金（県分：子ども）	都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもののうち、20歳未満の被保険者数に応じて交付されるもの
	4 特別調整交付金（医療費関係分）	都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うために交付されるもののうち、別紙の対象項目に係るもの
	5 特別調整交付金（医療費関係以外）	市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に係る費用を支援するために交付されるもの
	6 保険者支援制度（医療分）	市町村が行う国民健康保険の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに財政基盤の安定に資するため、国民健康保険法第72条の4第1項の規定に基づいて行う国保特会への繰入事業に要する経費に対し、負担金として交付するもの
	7 都道府県繰入金（2号分）	市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県が特別交付金として交付するもの
	8 保険者努力支援制度（市町村分）	被保険者の健康の保持増進等に係る市町村の取組並びに被保険者の健康の保持増進に係る事業に応じて交付されるもの
	9 特定健康診査等負担金	市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に係る費用を支援するために交付されるもの
	10 出産育児一時金（法定繰入分）	法律に基づき、市町村が行う出産育児一時金の給付に要した費用の2/3を、一般会計から繰り入れるもの
	11 出産育児交付金	令和6年4月から後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されたことに伴い創設されたもので、後期高齢者支援金と相殺される形で交付されている
	12 法定外繰入金（決算補填等目的以外）	決算補填等以外の目的で繰り入れた、法定外の繰入金
	13 過年度の保険料収納見込み	保険料（税）の滞納繰越分
	14 財政安定化支援事業繰入金	低所得者負担能力補填分に対する支援措置、高齢被保険者を一定割合以上抱える保険者に対する支援措置として、一般会計から繰り入れるもの
	15 減額措置対策補助金	市町村が行う福祉医療費助成事業の実施による医療費の波及増に係る国民健康保険における国庫負担金減額措置に対し、市町村保険者の財政負担の軽減を図るため、県が交付するもの
	16 その他収入	上記以外の市町村独自の収入で、保険料総額から控除しているもの

統一検討対象項目一覧 (30項目)

検討項目		概要
歳出項目	1 保健事業費	市町村が行う、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力の支援その他の被保険者の健康の保持、増進に係る費用
	2 出産育児諸費（出産育児一時金） （出産育児一時金等支払事務費）	被保険者の出産に関して、市町村の条例に基づき給付する、出産育児一時金の給付に係る費用 出産育児一時金を国保連から医療機関に直接払いする際に係る審査及び支払いに係る費用
	3 葬祭諸費	被保険者の死亡に関して、市町村の条例に基づき給付する、葬祭費の給付に係る費用
	4 条例減免に要する費用	市町村の条例に基づき、独自で減免したものに係る費用
	5 特定健康審査等に要する費用	被保険者及び被扶養者に対して実施する、生活習慣病に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対して実施する保健指導に係る費用
	6 審査支払手数料	国民健康保険団体連合会が行う、診療報酬請求書の審査支払に係る事務費手数料
	7 地方単独事業の減額調整分	保険者が独自で行う医療費助成により患者の自己負担を減額した場合に、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担を減額調整された額
	8 直診勘定繰出金	保険者が設置した病院又は診療所を管理する経理である直診勘定への国保特別会計からの繰出金
	9 審査手数料	国民健康保険団体連合会が行う、柔道整復・はり灸及びマッサージ以外の療養費（現金給付）の審査に係る事務費手数料。国民健康保険団体連合会からの請求に基づき市町村が直接支払っている
	10 その他基金（積立）	国保財政安定化基金以外の基金への積立金
	11 その他保険給付	上記の給付以外の給付で、保険料（税）を財源としているもの
	12 その他支出	上記以外の市町村独自の支出で、保険料（税）を財源としているもの
その他	1 市町村財政調整基金の取り扱い	自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、財源に余裕のある年度に決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用するもの
	2 標準的な収納率	標準保険料率の算定に当たり、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を市町村規模に応じた標準的な収納率により割り戻している